



借入時の経営者保証に
お悩みの中小企業の皆さまへ



保証人を**不要**とする 制度のご案内



FUKUOKA
GUARANTEE

福岡県信用保証協会

経営者保証を不要とする保証の取扱いについて

当協会における取組み

当協会では「経営者保証ガイドライン」の主旨を尊重し、一定の要件に該当される場合、保証人の提供を不要とする取扱いを行っています。

また、ガイドラインを一部充足されていない場合でも、信用保証料を上乗せすることにより、保証人を提供しないことを中小企業の皆さまが選択できる制度の取扱いを開始しております。(令和6年3月15日から取扱い開始)

その他にも中小企業の皆さまの目的やライフステージに合わせた保証制度を各種準備しておりますので、本パンフレットまたは当協会ホームページをご参考ください。



経営者保証とは

金融機関から融資を受ける際、経営者が債務の連帯保証人になることをいいます。

経営者保証ガイドラインとは

経営者保証には、経営の規律付けや資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、思い切った事業展開や早期の事業再生、円滑な事業承継を阻害する要因となる側面もあります。そのような課題に係る方向性を具体化することを目的とし、中小企業団体および金融機関団体共通の自主的自立的な準則として、策定されたガイドラインです。

本ガイドラインでは、法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている債務者が資金調達を要請した場合において、主たる債務者において以下のような要件が将来に亘って充足すると見込まれるときは、債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性等について、検討することとされています。

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

以上の要件を充たす中小企業者は金融機関から融資を受ける際に経営者保証を不要とすることができる可能性があります。また、既存融資については経営者保証を解除できる可能性があります。

※当協会保証付融資のご利用に際しては、取扱金融機関及び当協会の審査があります。

経営者保証を不要とする取扱い(3類型)

① 金融機関連携型

【BK連携型】

保証料率
上乗せ
なし

要件

経営者保証に関するガイドラインに定める取組みが図られ、一定要件を満たしている方へ

詳しくは3ページへ→

② 財務要件型無保証人保証制度

【財務型】

保証料率
上乗せ
なし

要件

一定の財務要件を満たしている方へ

詳しくは3ページへ→

③ 担保充足型

【担保型】

保証料率
上乗せ
なし

要件

不動産の担保提供があり、十分な保全が図られている方へ

詳しくは3ページへ→

3類型に該当しない・経営者保証ガイドラインを一部充足しない場合

④ 事業者選択型経営者保証非提供制度

保証料率
上乗せ
あり

保証料を上乗せすることで、原則全ての保証制度において、保証人を不要とする取扱いができます。

詳しくは4ページへ→

⑤ 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度

保証料率
上乗せ
あり

④の資格要件を充たしている方のうち、上乗せ保証料の一部を国が補助する制度です。
(令和9年3月31日まで)

詳しくは4ページへ→

目的やライフステージに応じた保証制度

⑥ スタートアップ創出促進保証制度

保証料率
上乗せ
あり

創業時の資金調達の際に、経営者保証を不要とされたい方へ

詳しくは5ページへ→

⑦ 事業承継特別保証制度

保証料率
上乗せ
なし

事業承継の際に、経営者保証を不要とされたい方へ

詳しくは6ページへ→

⑧ 流動資産担保融資保証制度

保証料率
上乗せ
なし

売掛金や在庫を担保とすることで、経営者保証を不要とする取扱いができます。

詳しくは7ページへ→

⑨ 特定社債保証制度

保証料率
上乗せ
なし

適債基準を満たし、社債を発行することで、経営者保証を不要とする取扱いができます。

詳しくは8ページへ→

⑩ 事業再生計画実施関連保証

【感染症対応型】

保証料率
上乗せ
あり

新型コロナウイルス感染症の影響等を受け、事業再生を行う方へ

詳しくは8ページへ→

⑪ プロパー融資借換特別保証制度

保証料率
上乗せ
なし

申込金融機関のプロパー融資で、経営者保証を提供している方へ

詳しくは8ページへ→



CASE
01

製造業を経営する社長

来期の
大型開発商品の部品を
御社に発注したい

取引先



ありがとうございます

社長



当社にとってはチャンスだけど
今の設備では対応しきれないなあ。
借入して増産体制を整えてもいいけど、
受注がなくなった時のことを考えると
(何があるか分からないから)、
保証人になるのは気が重いな

社長



御社の決算内容や
これまでのお取引の
内容であれば、
保証人なしでご提案
できるかと思います！

金融機関



① 金融機関連携型

経営者保証に関するガイドラインに定める「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」「経営の透明性確保」等が図られている(もしくは努めている)法人で次の要件を満たす場合、原則として全ての保証制度を対象に経営者保証を不要とした取り扱いができます。

要件

- ① 直近の決算期において債務超過でない
- ② 直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でない
- ③ 経営者保証を不要とし、かつ担保等の提供がないプロパー融資の残高がある(もしくは同時に借入を行う)

② 財務要件型

一定の財務要件を満たす法人の場合、「財務要件型無保証人保証制度」を利用することで経営者保証を不要とした取り扱いができます。

要件

直近決算において次の基準1～3のうちいずれかに該当する中小企業者
(①の要件を満たし、②または③のいずれかを満たし、かつ④または⑤のいずれかを満たす法人)

	項目	基準1	基準2	基準3
①	純資産の額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上
②	自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上
③	純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
④	使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上
⑤	インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上

③ 担保充足型

次の要件を満たす法人の場合、原則として全ての保証制度を対象に経営者保証を不要とした取り扱いができます。

要件

申込企業または経営者本人(実質経営者等を含む)が所有する不動産について担保提供*があり、十分な保全が図られている

* 信用保証協会が設定している担保、もしくは金融機関設定担保で信用保証協会への提供が行われている。

保証料率
上乗せ
あり

事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的制度) 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度(国補助制度) ～3類型等に該当しなかった方へ～

CASE
02

宿泊業を経営する社長



☑ 事業者選択型経営者保証非提供制度チェック

法人設立日後申告期限が到来している決算が2期以上ある。

法人設立日後申告期限が到来している決算が1期のみある。

法人設立日後申告期限が到来している決算がない。

申込日以前過去2年間(法人設立日から起算して申込日までの期間が2年に満たない場合は、その期間)において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出している。

Yes

Yes

No

当社の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への貸付金その他の金銭債権(当社の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。)がなく、かつ、当社の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていない。

Yes

Yes

No

① 申込日の直前の決算において純資産の額がゼロ以上である。

② 申込日の直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字ではない。

①② すべて No

①② すべて Yes

①② いずれか Yes

ご利用いただけます 保証料率上乗せ **+0.25%**

保証料率上乗せ **+0.45%**

[Noが1つでもある場合]は、本制度をご利用いただけません。

詳しくは9ページへ➡

※事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度(国補助制度)は、事業者選択型経営者保証非提供制度の資格要件を充たしている方のうち、上乗せ保証料の一部を国が補助する制度です。(3年間の時限措置で、令和9年3月31日保証協会保証申込受付分まで実施)

保証料率
上乗せ
あり

スタートアップ創出促進保証制度

～創業時の資金調達の際に、経営者保証を不要とされたい方へ～

CASE
03

飲食業を創業する予定の社長



スタートアップ創出促進保証制度【創業時】

当協会所定の創業関連保証の信用保証料率に**0.2%**を上乗せすることで、経営者保証を不要とすることができます。



要件

- これから法人を設立する創業予定者、法人設立後5年未満の創業者及び法人成り企業(個人創業時から5年未満)が対象。(下表自治体融資制度では、別途定めがあります)
- 税務申告1期末終了の創業者に限り**創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していること。**

スタートアップ創出促進保証制度に準じた福岡県内自治体融資制度(R6.7時点)

制度名	福岡県 新規創業資金 (SSS)	福岡市 スタートアップ資金 (SSS)	北九州市 開業支援資金 (SSS)	久留米市 新規開業資金 (SSS)	大牟田市 新規創業融資資金 (SSS)	飯塚市 新規創業支援資金 (SSS)
融資 限度額	2,000万円 (一部要件対象者は 1,000万円以内)	3,500万円 (創業前は 2,000万円以内)	3,500万円	2,000万円	1,000万円	1,000万円
保証期間 (据置期間)	運転7年以内 設備10年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	運転7年以内 設備10年以内 (6か月以内)	10年以内 (1年以内)
融資利率	1.20%~1.30%	1.20%~1.30%	1.10%~1.20%	1.16%~1.26%	1.30%	1.20%
信用保証料率	0.20%	0.20%	0.20% (初回利用の場合)	0.20%	0.20%	1.15%

※飯塚市新規創業支援資金につきましては、別途飯塚市から補助があります。

詳しくは9ページへ→

CASE
04

建設業を経営する社長



事業承継特別保証制度【事業承継予定先】

対象：信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人

中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けた場合、通常より低い保証料率が適用されます。

(例)

借換

既存借入(プロパー融資含む)
経営者保証あり

事業承継特別保証
経営者保証なし



3年以内に事業承継

要件 次の(1)及び(2)に該当する中小企業者

(1) 次の要件をすべて満たすもの

- ① 資産超過であること
- ② EBITDA有利子負債倍率*が基準値以内であること
- ③ 法人・個人の分離がなされていること
- ④ 返済緩和している借入金がないこと

(2) 次のいずれかに該当するもの

- ① 保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する法人
- ② ①に該当し、専門家による確認を受けたもの
- ③ 一定期間内に事業承継を実施した法人
- ④ ③に該当し、専門家による確認を受けたもの

*EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費)

保証料率
上乗せ
なし

流動資産担保融資保証制度

～売掛金や在庫を担保にして経営者保証を不要とされたい方へ～

CASE
05

明太子店を経営する社長



社長

来期の仕込みの資金調達が必要だなぁ。
大口の取引先からの入金が入ればいいんだけど。
借入するにしても保証人にはなりたくないし、
担保にいれる不動産もないし

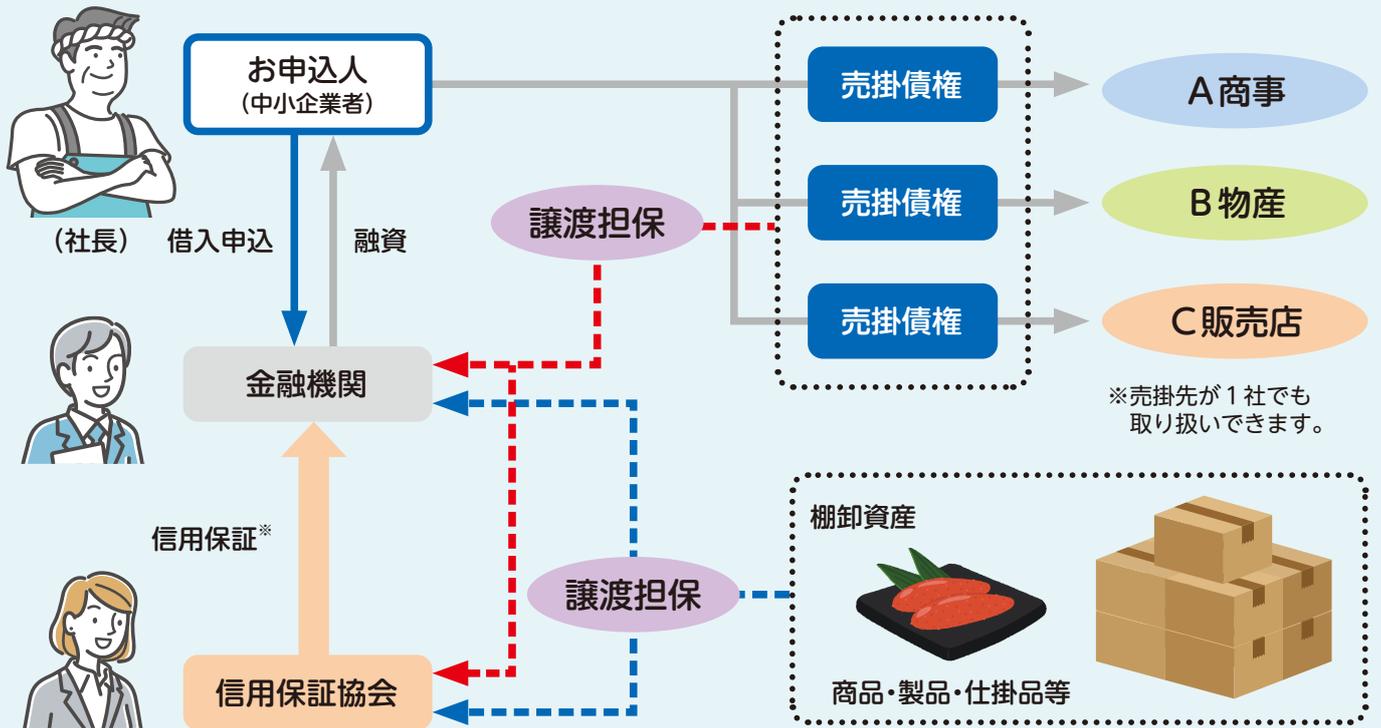


金融機関

御社の売掛金や在庫を担保にご提供
いただければ、保証人なしで資金調達できる
融資制度がありますよ。

流動資産担保融資保証制度

中小企業者の資金調達手段の円滑化・多様化を図るため、流動資産(売掛債権および棚卸資産)を、金融機関ならびに当協会に担保として譲渡することで、経営者保証を不要とすることができます。



※貸付金額の80%の部分保証(保証限度額2億円)となります。

保証金額	2億円以内(保証割合80%の割合保証)
保証期間	(1)根保証…1年 (2)個別保証…1年以内
融資利率	金融機関所定の利率
信用保証料率	年0.68%(割引制度あり)
担保	申込人の有する流動資産のみを譲渡担保として徴求する(金融機関と協会の準共有)
連帯保証人	不要
保証対象	流動資産(事業者に対する売掛債権または棚卸資産)を保有する中小企業者

その他の経営者保証を不要とする制度

保証料率
上乗せ
なし

01 特定社債保証制度

中小企業者の皆さまの資金調達手段の多様化を図るため、信用保証協会が一定の要件を充たす中小企業者が発行する社債(私募債)について保証を行う制度です。

保証金額	4億5,000万円以内(発行額 5億6,000万円以内)(保証割合80%の割合保証) ただし、経営安定関連保証及び危機関連保証を除き他保証と合計で5億円を限度とする					
保証期間	2年以上7年以内					
利率	金融機関所定の利率					
信用保証料率	年0.45%~1.90%(割引制度あり)					
担保	保証金額2億円以内は原則不要					
連帯保証人	不 要					
保証対象	要件	項目	基準1	基準2	基準3	充足要件
	①	純資産の額	5千万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上	必須要件
	②	自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	ストック要件 (1つ以上充足)
	③	純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	
	④	使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	フロー要件 (1つ以上充足)
	⑤	インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上	

※上の基準1~3のうちいずれかに該当する中小企業者である会社

※直前決算において①の要件を満たしたうえ、②又は③のいずれかを満たし、かつ④又は⑤のいずれかを満たす必要があります。

保証料率
上乗せ
あり

02 事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度

新型コロナウイルス感染症の影響等を受けた中小企業者が認定支援機関等の助言を受けて作成した事業再生計画に従い資金調達する際、保証料を上乗せすることで経営者保証を不要とした取扱いができます。

保証金額	2億8,000万円(組合等は4億8,000万円)	
保証期間	【一括返済の場合】1年以内	【分割返済の場合】15年以内(据置期間5年以内)
融資利率	金融機関所定の利率	
信用保証料率	0.20%(国の補助後)	
担保	必要に応じ	
連帯保証人	不 要	
保証対象	産業競争力強化法第134条に規定する認定支援機関等の指導又は助言を受けて作成した事業再生計画等に従い、事業再生を行う中小企業者	

保証料率
上乗せ
なし

03 プロパー融資借換特別保証制度

申込金融機関のプロパー融資で経営者保証を提供している中小企業者であって、一定の財務要件等を満たす場合、プロパー融資を借換する際に経営者保証を不要とした取扱いができます。

保証金額	2億8,000万円以内(組合等は4億8,000万円以内)	
保証期間	【一括返済の場合】1年以内	【分割返済の場合】10年以内(据置1年以内)
融資利率	金融機関所定の利率	
信用保証料率	年0.45%~1.90%(割引制度あり)	
担保	必要に応じ	
連帯保証人	不 要	
保証対象	申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、かつ、次の(1)から(4)までに定める全ての要件を満たす法人である中小企業者。 ただし、(1)から(3)までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、(4)については、信用保証協会への申込日に満たしていることを要するものとする。 (1) 資産超過であること (2) EBITDA有利子負債倍率*が基準値以内であること (3) 法人・個人の分離がなされていること (4) 返済緩和している借入金がないこと	



事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的制度) 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度(国補助制度)

保証制度	横断的制度	国補助制度
保証金額	各制度要綱等の定めによる	8,000万円以内 (経営安定関連保証4号、5号の場合は別に8,000万円)
保証期間		【一括返済の場合】1年以内 【分割返済の場合】10年以内(据置1年以内)
融資利率		金融機関所定利率
信用保証料率	申込資格要件(3)①及び②に該当する場合： 当協会所定の保証料率+0.25% 申込資格要件(3)①又は②、 法人設立後2事業年度未済に該当する場合： 当協会所定の保証料率+0.45%	令和6年度:年0.55%~2.20%(国補助0.15%) 令和7年度:年0.60%~2.25%(国補助0.10%) 令和8年度:年0.65%~2.30%(国補助0.05%)
担保	必要に応じ。無担保保険に係る保証は不要。	不要
連帯保証人	不要	
保証対象	次の全ての要件を満たす法人である保証対象中小企業者 ただし、法人の設立後最初の事業年度(以下「設立事業年度」という。)の決算がない法人である中小企業者は(1)、(2)及び(3)、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人である中小企業者は(3)の申込人資格要件は問わない。 (1) 信用保証協会への保証申込日(以下「申込日」という。)以前2年間(法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年間に満たない場合は、その期間)において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。 (2) 申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への貸付金その他の金銭債権(当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。)がなく、かつ、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。 (3) 次の両方又はいずれかを満たすこと。 ① 申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でないこと。 ② 申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと。 (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。 ① 申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。 ② 申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への貸付金その他の金銭債権(当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。)がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。 (5) 信用保証料率の引上げにより経営者保証を提供しないことを希望していること。	

スタートアップ創出促進保証制度

保証金額	3,500万円以内(全ての創業関連保証、再挑戦支援保証を含む)(一般関係無担保保険8,000万円以内)
保証期間	10年以内(据置1年以内) ※一定の要件を満たす場合のみ据置3年以内
融資利率	金融機関所定利率
信用保証料率	年1.15%(割引制度あり)
担保	不要
連帯保証人	不要
保証対象	次のいずれかに該当する創業者及び創業者である中小企業者 (1) 事業を営んでいない個人であって、2か月以内(認定特定創業支援等事業による支援を受けて創業を行うとすることを要する者には6か月以内)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの (2) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの (3) 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの (4) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの (5) 創業者(事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの)であって新たに会社(中小企業者に限る。)を設立したもの(以下「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないもの

事業承継特別保証制度

保証金額	2億8,000万円以内(組合等は4億8,000万円以内)
保証期間	10年以内(据置1年以内)
融資利率	金融機関所定の利率
信用保証料率	要件(2)①③については年0.45%~1.90%(割引制度あり) 要件(2)②④については年0.20%~1.15%
担保	必要に応じ
連帯保証人	不要
保証対象	次の(1)及び(2)に該当する中小企業者 (1) 次の要件をすべて満たすもの ① 資産超過であること ② EBITDA有利子負債倍率*が基準値以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 返済緩和している借入金がないこと (2) 次のいずれかに該当するもの ① 保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する法人 ② ①に該当し、専門家による確認を受けたもの ③ 一定期間内に事業承継を実施した法人 ④ ③に該当し、専門家による確認を受けたもの

経営承継借換関連保証制度

保証金額	2億8,000万円以内
保証期間	10年以内(据置1年以内)
融資利率	金融機関所定の利率
信用保証料率	年0.45%~1.90%(割引制度あり) 特別小口保険の対象の場合は年1.00% 要件(2)については年0.20%~1.15%
担保	必要に応じ
連帯保証人	不要
保証対象	(1) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成21年省令第22号)の規定による都道府県知事の認定を受けている中小企業者であって次の要件をすべて満たすもの ① 代表者が金融機関からの借入れによる債務を保証していることにより、中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること ② 資産超過であること ③ EBITDA有利子負債倍率*が基準値以内であること ④ 認定申請日より3年以内に事業承継を予定していること ⑤ 法人・個人の分離がなされていること ⑥ 返済緩和している借入金がないこと (2) (1)に該当し、専門家による確認を受けたもの

経営承継準備関連保証制度

保証金額	2億8,000万円以内
保証期間	運転10年以内(据置1年以内) 設備15年以内(据置1年以内)
融資利率	金融機関所定の利率
信用保証料率	年0.45%~1.90%(割引制度あり) 特別小口保険の対象の場合は年1.00%
担保	必要に応じ
連帯保証人	原則として法人代表者又は被承継会社以外不要 ※一定の財務要件等を満たす場合は不要
保証対象	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(平成21年省令第22号)の規定による都道府県知事の認定を受けた中小企業者

*EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費)

経営者保証に関するご相談について

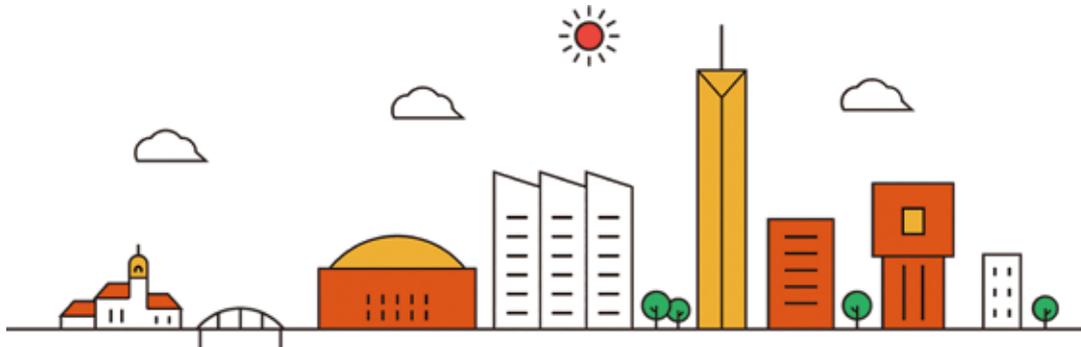
オンライン相談窓口を設置しておりますので、お気軽にご相談ください。

オンライン
相談窓口

STEP1
情報の入力

STEP2
入力内容の確認

STEP3
受付完了



福岡県信用保証協会では、「経営者保証にお悩みの方」をはじめ、「創業をお考えの方」「事業承継にお悩みの方」「経営改善に取り組みたい方」向けの相談窓口を設置しています。お客さまの様々な疑問や質問に、協会内の中小企業診断士等が、オンラインでのご相談を承ります。ぜひご活用ください。

オンライン相談は、**火曜日・水曜日・木曜日(祝日除く)の10時から15時**に開催いたします。上記以外の日程でご相談をご希望の方は別途ご相談を承りますので、企業支援部 企業支援課(TEL:092-415-2604)までご連絡ください。

オンライン相談窓口のお申込み方法

① パソコン等で下記のURLにアクセスし、オンライン相談を開いてください。

スマートフォンからは、下記二次元コードを読み取ってアクセスできます。

【パソコン】

<https://www.fukuoka-cgc.or.jp/>

【二次元コード】



② 必要事項のご入力が終わりましたら、「送信する」ボタンを押してください。

③ 申込受付後、当協会担当者から電子メールもしくは電話にてご連絡いたします。

本所 ●企業支援部

〒812-8555 福岡市博多区博多駅南2丁目2番1号

- ☎ (092) 415-2609 業務企画課
- ☎ (092) 415-2623 企業支援統括課
- ☎ (092) 415-2604 企業支援課

本所 ●営業部

〒812-8555 福岡市博多区博多駅南2丁目2番1号

☎ (092) 415-2601
保証経営支援1課・お客様相談窓口

☎ (092) 415-2602
保証経営支援2課・お客様相談窓口

☎ (092) 415-2603
保証経営支援3課・お客様相談窓口

業務区域
福岡市(博多区)、
糟屋郡(志免町・宇美町・須恵町)

福岡市(東区)、宗像市、福津市、
古賀市、糟屋郡(篠栗町・
新宮町・久山町・粕屋町)

筑紫野市、春日市、大野城市、
太宰府市、那珂川市

●大濠支所

〒810-0055 福岡市中央区黒門2番28号

- ☎ (092) 734-5924
保証経営支援1課・お客様相談窓口
- ☎ (092) 734-5923
保証経営支援2課・お客様相談窓口
- ☎ (092) 734-5925
保証経営支援3課・お客様相談窓口

業務区域
福岡市(中央区)、
福岡市(早良区・西区)、
糸島市
福岡市(南区・城南区)

●北九州支所

〒802-0082 北九州市小倉北区古船場町1番35号
北九州市立商工貿易会館4階

☎ (093) 551-2633
保証経営支援1課・お客様相談窓口

☎ (093) 551-2634
保証経営支援2課・お客様相談窓口

☎ (093) 551-2635
保証経営支援3課・お客様相談窓口

業務区域
北九州市
(小倉北区・門司区・戸畑区)

北九州市(八幡西区・八幡東区・
若松区)、中間市、遠賀郡

北九州市(小倉南区)、行橋市、
豊前市、京都市、築上郡

●久留米支所

〒830-8691 久留米市日吉町24番地24

☎ (0942) 38-1023
保証経営支援1課・お客様相談窓口

☎ (0942) 38-1022
保証経営支援2課・お客様相談窓口

業務区域
久留米市、小郡市、朝倉郡、
三井郡

八女市、筑後市、大川市、
うきは市、朝倉市、三潴郡、
八女郡

●筑豊支所

〒820-0040 飯塚市吉原町6番12号 飯塚商工会議所5階

☎ (0948) 22-3585
保証経営支援課・お客様相談窓口

業務区域
飯塚市、直方市、田川市、
宮若市、嘉麻市、鞍手郡、
嘉穂郡、田川郡

●大牟田支所

〒836-0843 大牟田市不知火町1丁目3番地4
太陽生命 大牟田ビル6階

☎ (0944) 52-6011
保証経営支援課・お客様相談窓口

業務区域
大牟田市、柳川市、みやま市

営業部・各支所においても、
ご相談を承っております。
お近くの部支所まで
お気軽にお問い合わせください。

